田布施町一般廃棄物処理基本計画

(田布施町ごみ処理基本計画)(田布施町生活排水処理基本計画)

令和3年(2021年)3月 田布施町

目 次

第1	章 計画策定の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間と計画策定の組織体系	3
4	計画の対象	3
5	計画対象廃棄物	4
第2	章 地域の特性	5
1	位置と地勢	5
2	人口と世帯数	5
3	将来推計人口	5
4	産業の特性	7
ごみ処	理基本計画	
第3	章 ごみ処理の概要	8
1	ごみ処理の現状と課題	8
2	ごみの排出量の現状と課題	12
3	ごみの収集・運搬の現状と課題	15
4	処理施設の状況と課題	L7
5	ごみ処理経費の現状と課題	19
第4	章 基本理念・基本方針2	20
1	基本理念2	20
2	基本方針2	20
第5	章 ごみ処理の目標・取組み2	21
1	ごみ発生量・減量の将来推計2	21
2	町民・事業者・行政の役割2	23
第6	章 計画の推進体制2	24
1	施策体系2	24
2	計画の推進 2	25
生活排	水処理基本計画	
第7	章 計画策定の基本的事項2	26
1	計画策定の趣旨2	26
2	計画期間2	26
第8	章 生活排水処理の現状2	27
1	生活排水処理体系の現状と課題	27

	2	生活排	非水 点	処理の現状と課題	 	 	29
第	9	章し	尿•	・浄化槽汚泥処理の現状	 	 	34
	1	し尿・	净	化槽汚泥処理の現状	 	 	34
	2	し尿・	浄	化槽汚泥処理の将来推計と課題	 	 	34
第	1	0章	基本	本理念・基本方針	 	 	36
	1	基本理	配念.		 	 	36
	2	基本力	7針.		 	 	36
	3	数値目	標.		 	 	36
第	1	1章	目的	内実現のための施策	 	 	38
	基	本方針	1	生活排水処理施設における整備の推進	 	 	38
	基	本方針	2	し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進	 	 	38
	基	本方針	3	普及啓発活動の推進	 	 	39
第	1	2章	計画	町の推進体制	 	 	40
	1	町民·	事	業者・行政の協働体制の確立	 	 	40
	2	計画の)推注	進	 	 	41

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本町では、平成8年(1996年)3月に一般廃棄物処理の指針となる田布施町一般廃棄物処理基本計画(以下「計画」という。)を策定し、平成25年(2013年)3月には、令和2年度(2020年度)を最終目標とした計画の改定を行いました。前計画が期間終了を迎えるにあたり、令和3年度(2021年度)から令和17年度(2035年度)までの15年を計画期間として、引き続き循環型社会の形成に向けた取り組みを推進していくために計画の見直しを行うものです。

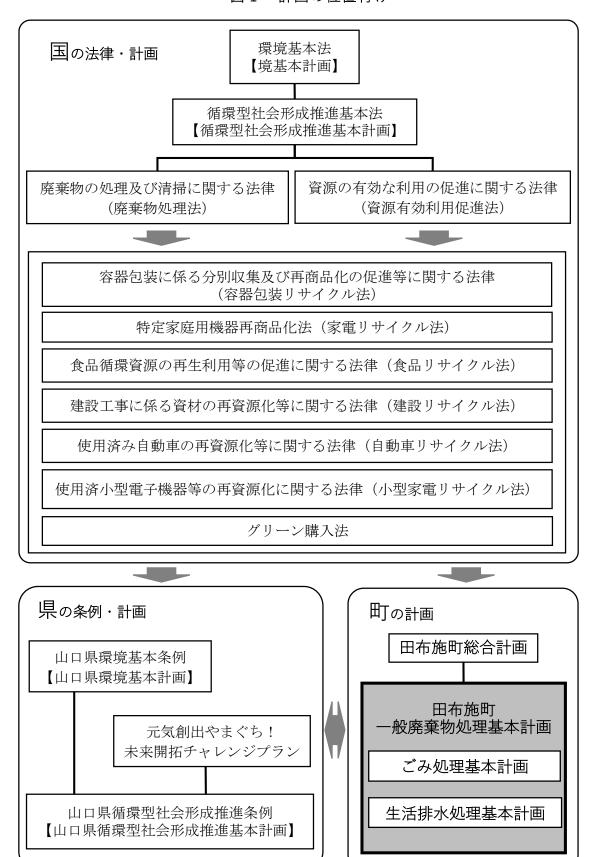
2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が当該市町村の区域内の一般廃棄物の 処理に関する基本的な方針を定めるものです。

また、この計画は、図1に示すとおり、国の法律・計画や山口県の条例・計画との整合を図りつつ、「田布施町総合計画」に即して策定します。

ごみの排出を抑制し環境への負荷の低減に配慮しつつ、3 R 運動の実践など 資源の節約に積極的に取り組み、省資源・循環型の社会形成を推進するための 『ごみ処理基本計画』に、生活排水などの適正処理に関する『生活排水処理基本計画』を合わせて長期的な計画を策定します。

図1 計画の位置付け



3 計画期間と計画策定の組織体系

本計画の期間は令和3年度(2021年度)を初年度とし、令和17年度(2035年度)を目標年次とする15年計画とします。ただし、諸条件に変更が生じた場合や社会情勢の変化、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

本計画の策定にあたり、「田布施町環境審議会」に対して基本計画を見直すための諮問を行い、審議会の答申を受けて計画の基本的な指針を策定します。 計画策定の組織体制を図2に示します。

田布施町長
町民福祉課 環境係
答申
田布施町環境審議会

図2 計画策定の組織体制

4 計画の対象

本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の2つの基本 計画から構成します。

(1) ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めるものです。

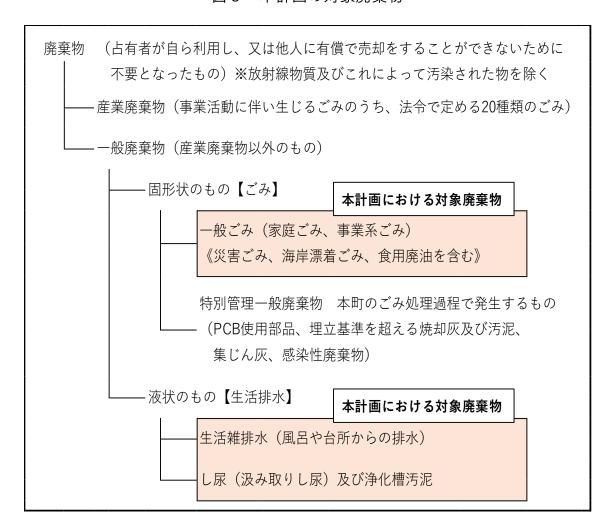
(2) 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に 生活排水処理対策を行うため、計画年次における生活排水を、どのような方法 で、どの程度処理していくかを定め、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥 の処理方法等を含めた生活排水処理に係る基本事項を定めるものです。

5 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図3に示すとおり一般廃棄物のうち、固形状のもの (以下「ごみ」という。)及び液状のもの(以下「生活排水」という。)とします。 なお、行政において処理・処分が困難であるごみは処理対象外とします。

図3 本計画の対象廃棄物



第2章 地域の特性

1 位置と地勢

本町は、山口県の南東部に位置し、東西8km、南北15.2kmで、面積は、50.35km、気候は温暖で、冬期でも積雪はほとんどなく、自然環境に恵まれています。南部は穏やかな瀬戸内海に面し、北には優美な石城山を眺望し、その山麓から流れる田布施川を中心に平野部を形成しています。また、東部は柳井市と平生町、西部は光市、北部は岩国市に隣接しています。

2 人口と世帯数

本町の人口と世帯数の推移は、表1に示すとおりです。

人口は平成17年(2005年)以降減少し続けており、令和2年(2020年)の人口は、15,093人で平成27年(2015年)の15,779人に比べ686人、4.35%減少しています。

世帯数は平成12年(2000年)以前から増加し続けており、令和2年(2020年)の世帯数は、7,014世帯で、平成27年(2015年)の6,993世帯に比べ21世帯、0.3%増加しています。しかしながら、1世帯あたりの平均人数は、令和2年(2020年)2.15人と核家族化が進み減少しています。

表1 人口と世帯数の推移

(単位:人)

出典:住民基本台帳

綱目	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和2年 (2020年)
人口 (人)	16, 584	16, 710	16, 434	15, 779	15, 093
世帯数	6, 147	6, 530	6, 896	6, 993	7, 014
世帯人口(人/世帯)	2.70	2.56	2. 38	2. 26	2. 15

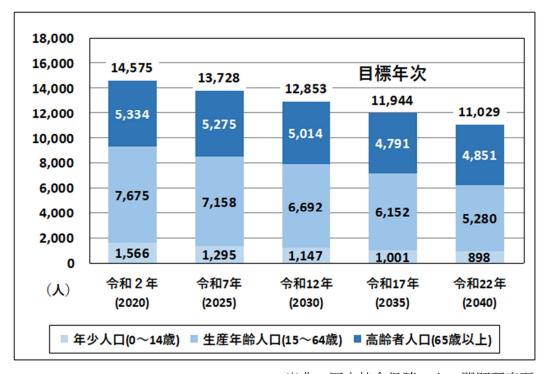
注) 各年4月1日現在

3 将来推計人口

今後の本町の人口総数は図4に示すとおり、令和22年(2040年)に高齢者人口が一旦は増加に転じるものの、高齢者人口・生産年齢人口・年少人口といずれも減少し続けることが予測されます。

また、図5に目標年次である令和17年(2035年)の男女別・年齢別人口構成図を示します。男女共に60~64歳人口が最も多く、後に高齢者人口の割合が増加し続けることが予測されます。

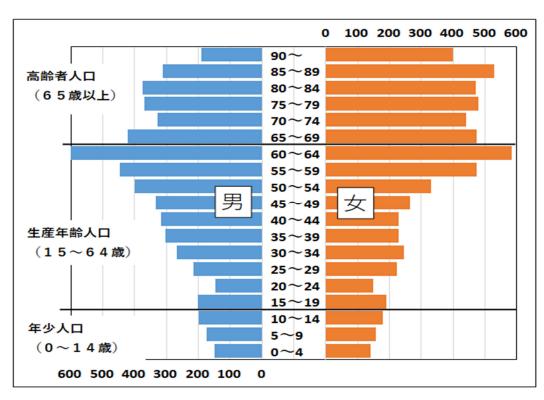
図4 将来推計人口



出典:国立社会保障·人口問題研究所

注) 2020年の数値は2015年の国勢調査の数値を基に算出した推計値のため実際の人口と異なります。

図5 目標年次(令和17年(2035年))の男女別・年齢別人口構成図



出典:国立社会保障・人口問題研究所

4 産業の特性

本町の産業別就業者数の推移を表 2 に示します。平成 2 7年(2015 年)の総 就業者数は、7,009人となっています。第1次・第2次産業就業者は年々 減少し、第3次産業就業者は増加し、全体の62.5%を占めています。

平成27年(2015年)の農・林業者数は平成12年(2000年)と比べて約半数まで減少しており、サービス業は1.3倍の増加となっていますが総事業所数は年々減少しています。表3に産業別事業所数の推移を示します。

表 2 産業別就業者数の推移

(単位:人、%)

項目		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
		(2000年)	(2005年)	(2010年)	(2015年)
第1次産業		714	761	495	365
	(構成比)	(8.9%)	(9.5%)	(6.8%)	(5. 2%)
農	業・林業	677	724	456	338
漁	業	37	37	39	27
第2次	文産業	2, 966	2, 736	2, 409	2, 132
	(構成比)	(37. 1%)	(34.1%)	(32.9%)	(30.4%)
鉱	業・建設業	876	796	727	652
製	造業	2,090	1,940	1,682	1, 480
第3次	文産業	4, 277	4, 486	4, 385	4, 384
	(構成比)	(53.5%)	(55.9%)	(59.8%)	(62.5%)
電	気・ガス・熱供給・水道業	52	38	32	33
運	輸業・通信業	405	408	369	340
卸]売業・小売業	1, 403	1, 281	1, 136	1,042
金	:融業・保険業	136	108	101	85
不	動産業	30	25	54	58
サ	·ービス業	1, 995	2, 390	2, 421	2, 587
公	···務	256	236	272	239
分類不能の産業		30	40	44	128
(構成比)		(0.4%)	(0.5%)	(0.6%)	(1.8%)
総就業	全者数	7, 987	8, 023	7, 333	7, 009

出典:国勢調査

表3 産業別事業所数の推移

年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	事業所数計
平成21年(2009年)	4	161	443	608
平成24年(2012年)	4	153	373	530
平成26年(2014年)	4	146	405	555
平成28年(2016年)	4	140	370	514

出典:経済センサス平成21年・26年基礎調査、平成24年・28年活動調査

ごみ処理基本計画

第3章 ごみ処理の概要

1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理の体系

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち固形状のものとします。

なお、行政において処理・処分が困難であるごみは処理対象外とし、これらの 扱いは表4のとおりとします。

区分	処理方法・処分先
家電リサイクル法	家電リサイクル法に基づき、ブラウン管テレビ、液晶テレ
適用物	ビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンについては、
	排出者が販売店または処理業者に引取処分を依頼する。
	販売店引取り義務外品は、排出者が処理業者まで運搬する
	か、町や許可業者に収集・運搬を依頼する。
自動車	自動車リサイクル法に基づき、製造メーカーによる引取
	り・資源化を行う。
処理困難物	以下に示す品目については、販売店などに処分を依頼する。
	バイク(原付を含む)、バッテリー、タイヤ、農薬、薬品、農
	機具、消化器、ブロック・瓦などの建築廃材、充電式電池、ボ
	 タン雷池、農業用ビニールシート、注射器などの医療系廃棄物

表 4 処理対象外ごみと処理方法

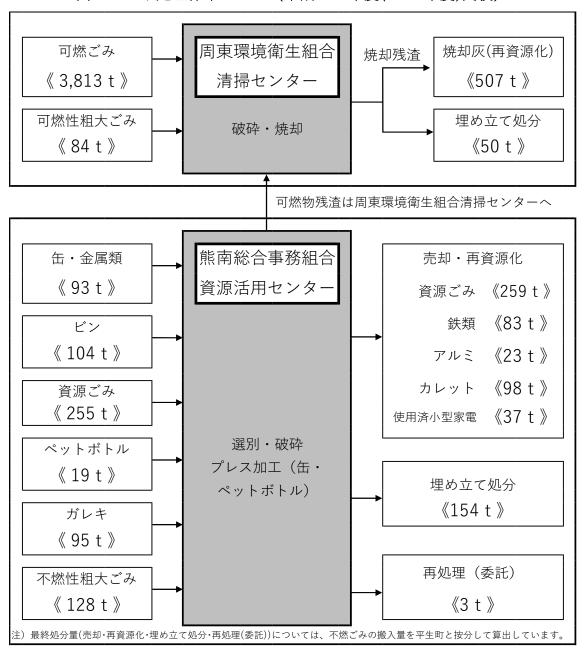
(2) ごみ処理の体系

平成31年度(2019年度)における一般廃棄物の公共処理体系を図6に示します。焼却処分するごみ(可燃ごみ、可燃性粗大ごみ)は、一部事務組合(柳井市、田布施町、平生町、上関町の1市3町で構成)である周東環境衛生組合が管理・運営する「清掃センター」で焼却処理を行っています。

再資源化するごみ、埋立処分するごみ(不燃ごみ、不燃性粗大ごみ)は、一部事務組合(田布施町、平生町の2町で構成)である熊南総合事務組合が管理・運営する「資源活用センター」で資源ごみ及び埋立てごみに分別処理し、一部は民間再生業者に売却、再資源化を行っています。また、新聞、ダンボール、衣類、ペットボトル等の資源ごみについても、民間再生業者に売却し再資源化を行っています。

一般家庭の粗大ごみ及び事業所から排出される可燃性ごみ及び不燃性ごみについては、「周東環境衛生組合・清掃センター」及び「熊南総合事務組合・資源活用センター」に直接搬入することになります。

図6 ごみ処理体系フロー(平成31年度(2019年度)実績)



(3) 分別区分の現状

ごみの分別は、収集及び処理を容易にし、再資源化を行うための作業効率に大きく影響します。本町では、毎年度末に翌年度のごみ収集日程表(カレンダー)を全世帯に配布し、分別方法については、「ごみ出しマニュアル」を各家庭に配布し、ホームページへの掲載など、町民にわかりやすい分別方法の周知に心がけています。

ごみは、主に自治体が収集する「生活系ごみ」と、事業者の責務において直接搬入する「事業系ごみ」に分類されますが、生活系ごみの分別と排出において、留意すべきことを示します。

■生活系ごみ

生活系ごみは、現在、「可燃ごみ」、「ガレキ、ガラス、陶器」、「缶・金属」、「ビン」、「ペットボトル」、「古紙、古着」、「可燃性粗大ごみ」「不燃性粗大ごみ」に大別されています。

【可燃ごみ】

週2回、熊南総合事務組合において収集を行い、周東環境衛生組合・清掃センターに搬入し焼却を行っています。

分別する際の留意事項	ごみの出し方 (排出方法)
プラスチック類、靴、革製品、木切れ、	・すべて指定袋(緑色)に入れる。
乾燥させた草は燃えるごみです。	・生ごみはしっかり水切りをする。
	※指定袋に入らないものは直接搬入

【ガレキ・ガラス・陶器】

毎月1回、熊南総合事務組合において収集を行い、同組合の最終処分場で埋立処分を行っています。ガレキは解体し、金属類及び可燃物ごみ等に分別処理しています。蛍光管は、最終処分場の延命化を図るため、業者に有料で引き渡し、処分を行っています。

分別する際の留意事項	ごみの出し方 (排出方法)
ビン・缶の金属キャップ、乾電池、掃除	・すべて指定袋(透明)に入れる。
機、蛍光管、乳白色の化粧品ビンはガレ	・割れたガラス等危険なものは、ダンボ
キです。	ール箱に入れ「ガラス」等と記入する。

【缶・金属】

毎月1回、熊南総合事務組合において収集を行い、資源活用センターにて缶はプレス加工後、売却(再資源化)しています。

分別する際の留意事項	ごみの出し方(排出方法)
・缶と金属は別の袋に入れる。	・すべて指定袋(透明)に入れる。
・扇風機、電子レンジ、電気ポット、電	・中身を出し、水洗いをしてから出す。
気炊飯器、針金ハンガーは金属です。	・スプレー缶は使い切り、穴は開けない。

【ビン】

毎月1回、熊南総合事務組合において収集後、手作業で茶色、透明、その他の色に選別し、茶色、透明なビンについては売却(再資源化)し、その他のビンについては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し、再資源化しています。

分別する際の留意事項	ごみの出し方(排出方法)
・キャップは外して出す。	・すべて指定袋(透明)に入れる。
・乳白色以外の化粧品ビンはビンです。	・中身を出し、水洗いをしてから出す。

【ペットボトル】

毎月1回、熊南総合事務組合において収集を行い、資源活用センターでプレ ス加工後、売却(再資源化)しています。

分別する際の留意事項	ごみの出し方 (排出方法)
リサイクルマークがついたものが対象	・すべて指定袋(透明)に入れる。
です。	・中身を出し、水洗いをしてから出す。
	キャップ、ラベルは外す。

※ペットボトルキャップは町内各公民館、役場等の回収箱で回収しています。

【古紙、古着】

毎月1回、熊南総合事務組合において新聞、古着、ダンボール、雑誌を別々 に収集し、売却(再資源化)しています。

分別する際の留意事項	ごみの出し方(排出方法)
ダンボール、雑誌(牛乳パック)、新聞(チ	それぞれをヒモで十字に縛って出す。
ラシ)、古着に分ける。	

【可燃性粗大ごみ (燃えるもの)】

毎週月曜日から金曜日 (8:30~12:00、13:00~16:30) に周東環境衛生組合・ 清掃センターに持ち込み、処分を行っています。町民による持ち込みは有料と なります。搬入された後は、必要に応じて裁断を行い焼却しています。

【不燃性粗大ごみ (燃えないもの)】

家庭から出る燃えない粗大ごみは、町民自ら毎週火曜日 $(9:00\sim12:00,13:00\sim15:00)$ 及び毎月第2日曜日 $(9:00\sim12:00)$ に熊南総合事務組合に持ち込み、処分を行っています。

町民が持ち込む場合は無料になります。また、直接熊南総合事務組合に持ち込むことができない方のために、毎月第1木曜日に有料で町職員が回収を行っています。搬入された後は、金属類は回収・売却(再資源化)し、残渣は熊南総合事務組合の最終処分場に埋立処分しています。

(4) ごみ処理における課題

・ごみの分別の徹底

ごみの分別方法について多くの問い合わせが寄せられます。問い合わせの多い品目を掲載し、見やすく分かりやすいゴミ出しマニュアルの作成が必要です。また、雑紙などリサイクルできるものが燃えるごみとして出されているため、リサイクルの大切さを広く情報発信していく必要があります。

・ごみ減量対策

ごみ減量対策として、家庭用ごみ焼却炉設置補助や家庭用生ごみ処理容器等購入費補助等を平成22年度(2010年度)まで行ってきましたが、現在はそのような補助制度が無いため、新たな減量化のための補助事業を検討していく必要があります。

・粗大ごみ収集

高齢化により粗大ごみの中間処理施設への持ち込みが困難な家庭が増えています。また町で回収できるのは不燃性粗大ごみだけであるため、可燃性粗大ごみは、自己搬入または廃棄物処理業者へ処理を委託する方法しかありません。高齢者サービス等との連携も検討しながら、粗大ごみの収集体制の確立に向けた検討をしていく必要があります。

・不法投棄

不法投棄対策として、町内 10 地域を重点地域に設定し、柳井環境保健所と年に1回パトロールを実施しています。また、週 1 回の環境パトロール(ポイ捨てごみの回収)や環境美化推進員による情報提供などにより、近年は不法投棄ごみは減ってきています。今後も継続して事業を実施するとともに、不法投棄(ポイ捨て)をさせない方法について検討していく必要があります。

・災害廃棄物

近年、全国で大規模な災害が多発しています。災害による廃棄物は一般廃棄物として町が処理をすることになるため、大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理しなければなりません。そのため、「災害廃棄物処理計画」を定め、甚大な被害を想定した災害廃棄物処理体制の構築を検討していく必要があります。

2 ごみの排出量の現状と課題

(1) ごみ排出量の現状

本町の平成31年度(2019年度)におけるごみの総排出量は、生活系ごみ・ 事業系ごみの合計で年間4,684 t となっています。これを町民1人1日あ たりの排出量に換算すると、844gを排出していることになります。

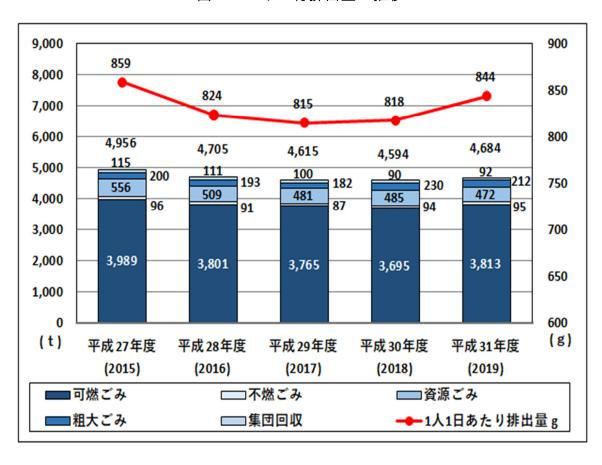
平成31年度(2019年度)は、前年度とくらべて90t増加していますが、 4年前の平成27年度(2015年度)と比べて272t減少しています。

町民1人あたりの排出量を前年度と比較すると、26g増加していますが、4年前の平成27年度(2015年度)と比較すると15g減少しています。表5に過去5年間のごみの総排出量の推移を示します。

表 5 ごみの年度別総排出量(定期収集+持込+集団回収)

項目		平成27年度 (2015年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
	総排出量計(t)	4, 956	4, 705	4,615	4, 594	4, 684
	可燃ごみ(t)	3, 989	3, 801	3, 765	3, 695	3, 813
 内	不燃ごみ(t)	96	91	87	94	95
	資源ごみ (t)	556	509	481	485	472
訳	粗大ごみ(t)	200	193	182	230	212
	集団回収(t)	115	111	100	90	92
人口 (人)		15, 769	15, 652	15, 511	15, 393	15, 205
1 人	、1日あたり排出量(g)	859	824	815	818	844

図7 ごみの総排出量の推移



(2) 定期収集の実績

前記のごみの年間総排出量のうち、熊南総合事務組合が町内各地域のごみステーションから定期的に収集した収集量を表6に示します。

表 6 定期収集の実績

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)
	定期収集量計 (t)	3, 745	3, 596	3, 595	3, 557	3, 642
H	可燃ごみ (t)	3, 097	3,000	3, 031	2, 982	3, 080
内訳	不燃ごみ(t)	96	91	87	94	95
可人	資源ごみ (t)	552	505	477	481	467
* 7	下燃ごみ(ガレキ) 資派	頁ごみ (缶・	金属 ビン	ペットボ	トル 古紙	• 古善)

出典:周東環境衛生組合、熊南総合事務組合

(3) ごみの減量化・再生利用の実績

不燃物(缶・金属類、ビン類、ペットボトル、紙類・布類、ガレキ、粗大ごみ)は、分類ごとに排出されたごみを熊南総合事務組合・資源活用センターで細かく選別し、再資源化(リサイクル)の向上に努めています。

表7に過去5年間の不燃物の資源化物搬出率を示します。

表7 不燃物の資源化物搬出率

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	項目	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)
田	布施町総排出量(kg)	766, 910	720, 530	681, 760	697, 080	694, 588
平	生町総排出量(kg)	630, 960	590, 980	544, 860	539, 240	530, 600
排出	出量合計(kg) (A)	1, 397, 870	1, 311, 510	1, 226, 620	1, 236, 320	1, 225, 188
	資源化物(kg) (B)	1, 030, 388	1, 014, 421	939, 968	945, 468	884, 528
 内	不燃物(埋立)(kg)	295, 976	235, 013	218, 416	220, 597	273, 017
訳	不燃物(再処理)(kg)	5, 950	2, 110	7, 760	2, 710	2,710
F/\	蛍光灯リサイクル(kg)	2, 566	2, 726	3, 096	3, 245	2,833
可燃物(kg)		62, 990	57, 240	57, 380	64, 300	62, 100
資源化物搬出率 (%) (B/A)		73. 7	77.3	76. 6	76. 5	72. 2

出典:熊南総合事務組合

※ 資源化物搬出率とは、熊南総合事務組合資源活用センターから民間再生業者に搬出された総排出量に占める資源化物の割合です。

(4) 資源ごみの集団回収の実績

本町では、資源ごみを回収した登録団体に対し、回収量に応じてキロ3円の 奨励金を支給しています。令和元年(2020年)3月末現在で、20団体が登録 しています。

登録団体の内訳は、子供会・PTA・自治会・婦人会等となっています。また、集団回収による資源ごみの買取業者は町内外4業者が登録しています。表8で過去5年間の集団回収量を示します。

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成 31 年度
	坦 日	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)
集	団収集量計(kg)	114, 605	110, 191	100, 061	89, 859	92, 307
	アルミニウム (kg)	4, 292	3, 534	3, 142	3, 085	2, 833
 内	新聞紙(kg)	46, 294	43, 034	35, 444	32, 055	28, 307
	雑誌 (kg)	27, 919	26, 527	27, 296	25, 652	26, 954
訳	段ボール (kg)	30, 115	33, 977	31, 212	27, 170	32, 070
	古繊維類(kg)	5, 985	3, 069	2, 967	1, 897	2, 143

表8 資源ごみ集団回収実績

(5) ごみ排出量における課題

平成30年度(2018年度)の町民1人1日あたりの排出量818gは、山口県の平均987g、全国の平均918gと比較すると下回っていますが、平成31年度(2019年度)は844gと、これまで減少傾向であったごみの排出量が増加に転じたため、ごみの排出を抑制するための取り組みが求められます。

また、資源化物搬出率については、平成31年度(2019年度)は72.2%と前年度から4.2%の減少となったため、ごみの分別の徹底と再資源化の促進が求められます。

3 ごみの収集・運搬の現状と課題

(1) 収集・運搬の現状

収集方法は、可燃ごみ及び不燃ごみ・資源ごみいずれもステーション方式で行われ、搬入方法は可燃ごみのみ周東環境衛生組合・清掃センターに搬入されますが、不燃ごみ・資源ごみは、すべて熊南総合事務組合・資源活用センターに搬入されます。

収集体制は、熊南総合事務組合と委託契約した業者により収集を行っています。

直接搬入するごみは、排出者によって可燃ごみは周東環境衛生組合・清掃センターへ、不燃ごみ・資源ごみは熊南総合事務組合・資源活用センターに搬入されます。

収集区域は、可燃ごみ及び不燃ごみ・資源ごみいずれも町内全域で、区域を 2地区(Aコース・Bコース)と小行司、馬島地区に区分し定期収集を行って います。表9に町内の収集区域を示します。

令和2年2月末現在、ごみ収集箇所は町内658箇所、ステーションボックスは926個設置され、ボックス無しは104箇所(ネット、囲い、直置き等)となっており、各自治会や班でステーション管理を行っています。

収集頻度は、可燃ごみは週2回、不燃ごみ(ガレキ・ガラス・陶器)・資源 ごみ(缶・金属、ビン、ペットボトル、古紙、古着)は月1回収集しています。

表 9 収集区域

A区域((コース)	燃えるごみ	『月・木』	収集 田布	施川より北	側(一部例:	外あり)
城南地域	宿井	新宿井1	新宿井2	石の口	吉井	城南	瓜迫
	西山	葛岡	川西	大田			
西田布施 地域	砂田	定井手	御蔵戸	瀬戸の 一部			
	天神	新町	本町	土井の内	配原	塩坪	波野団地 北
東田布施	波野団地 南	波野市	祇園	国信	寿	一本松	長合
地域	木地	きじが丘	平田	上ゲ	八和田	大波野中	大波野上
	由免						

B区域((コース)	燃えるごみ	『火・金』	収集 田布	施川より南	側(一部例:	外あり)
西田布施	竹尾	中西	岸田団地	大国木	真殿	名倉	中央南
地域	石迫	長田	矢蔵	西田布施	瀬戸の 一部		
	奈良	竹重	三宅	新川	旭	高塔	鳥越
麻郷地域	八海	尾迫	助政	麻郷団地	井神	地家	蓮輪
	浜城	泊団地	戎ヶ下				
麻里府 地域	尾津東	尾津中	尾津西	見田団地	中郷	上組	

表10 指定ごみ袋料金

種類	容量	金額 (10 枚あたり)
可燃ごみ(大)	45 リットル	200 円
可燃ごみ(小)	35 リットル	150 円
可燃ごみ(ミニ)	20 リットル	100円
不燃ごみ(大)	45 リットル	250 円
不燃ごみ (中)	35 リットル	200 円
不燃ごみ(小)	20 リットル	150 円

表11 処理施設への直接搬入時のごみ処理手数料

種類	区分	手数料(5 kgごとの単価)
	100 kg以下	71円(破砕機使用の場合 90円)
	100 kg超~200 kg以下	81 円(破砕機使用の場合 102 円)
可燃ごみ 	200 kg超~300 kg以下	92 円(破砕機使用の場合 115 円)
	300 kg超	102 円(破砕機使用の場合 127 円)

種類	区分		手数料		
	生活系ごみ		生活系ごみ		無料
 不燃ごみ		500 kgまで	620 円		
113500	事業系ごみ	500 kg以上	500 kgごとに 520 円		

[※]可燃ごみの手数料は 100 円未満を切り上げた額を支払うようになります。 (最低金額は 100 円)

(3) 収集・運搬における課題

高齢化に伴って個人での粗大ごみの搬出が困難となってきているため、可燃性粗大ごみの回収の実施や不燃性粗大ごみの収集方法の見直しを検討していく必要があります。

4 処理施設の状況と課題

(1) 処理施設の状況

本町の可燃ごみ・可燃性粗大ごみは、周東環境衛生組合・清掃センターで破砕・焼却を行った後に残渣は埋立処分し、焼却灰は再資源化しています。

不燃ごみ・資源ごみ・不燃性粗大ごみは、熊南総合事務組合・資源活用センターで選別・破砕・埋立処分しています。また、資源ごみは「缶・金属」「ビン類」「ペットボトル」「紙類・布類」で分類し、再資源化しています。

表12 ごみ焼却施設の概要

名 称	周東環境衛生組合・清掃センター
所 在 地	柳井市南浜4丁目5番13号
炉 型 式	連続焼却式焼却炉
焼却能力	138t/24h (69t/24h×2炉)
竣工	昭和61年(1986年)10月
敷地面積	12, 990 m²
	工場棟 2,029㎡
延べ床面積	管理棟 4 1 8 m²
	車庫棟 290 m ²

表13 選別・保管施設の概要

名称	熊南総合事務組合・資源活用センター			
所 在 地	熊毛郡平生町大字曽根433番地3			
	・缶類(選別・圧縮・保管)			
	・金属類(手選別・保管)			
	・ビン類・ガラス類(選別・保管)			
選別・保管品目	・ペットボトル(手選別・圧縮・保管)			
	・古紙・古着(保管)			
	・不燃性粗大ごみ・ガレキ類(手選別・破砕・埋立)			
処理能力	・選別処理機(缶・ビン類) 4. 9 t / 5 t			
严连能 刀	・圧縮機(ペットボトル) 250~300kg/h			
竣工	平成9年(1997年)4月			

表14 最終処分場の概要

名 称	熊南総合事務組合・資源活用センター
所 在 地	熊毛郡平生町大字曽根433番地4、433番地6
埋立開始年度	昭和56年度(1981年度)
埋立総面積	10, 163 m²
埋立総容量	37, 953 m³
埋立期間	昭和56年度(1981年度)~令和21年度(2039年度)
埋立方式	サンドイッチ方式

(2) 中間処理の現状

中間処理は、本町が加入する一部事務組合(可燃ごみは、周東環境衛生組合・清掃センター、不燃ごみ・資源ごみは、熊南総合事務組合・資源活用センター)において環境負荷の少ない方法で適切に処理を行っています。

(3) 処理施設における課題

周東環境衛生組合の焼却施設は供用開始から 30 年以上経過し、老朽化が進んでいるため、延命化や新設による対応が必要となっています。施設改修にあたってはプラスチックごみへの対応について検討が必要となります。

熊南総合事務組合の最終処分場の残余容量は、令和2年3月末現在で16,308㎡、約42%、約65年分の残余容量となっており、延命化の対策が必要です。

5 ごみ処理経費の現状と課題

(1) ごみ処理経費の現状

「可燃ごみ」は周東環境衛生組合、「不燃ごみ」「資源ごみ」は熊南総合事務組合で処理しており、それぞれの組合に対して経費の負担を行っています。 表15に一部事務組合の経費負担額を示します。

表15 一部事務組合の経費負担金額

147日		平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	項目	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)
	総額 (千円)	164, 816	176, 310	174, 832	178, 876	183, 529
内	周東環境衛生組合	82, 687	88, 466	87, 126	87, 403	92, 711
訳	熊南総合事務組合	82, 129	87, 844	87, 706	91, 473	90, 818

※平成30年度(2018年度)の周東環境衛生組合負担金額のうち、単年度で発生した熊南総合事務組合第二工場の解体経費38,744千円は除いています。

(2) ごみ処理経費における課題

一部事務組合への負担額は施設の老朽化による維持補修費も含んでいるため、年々増加傾向にあります。施設・設備の更新等を計画的に実施するためにも、更なるコスト削減について検討する必要があります。

第4章 基本理念・基本方針

1 基本理念

3 Rの推進には、町民の一人ひとりが自らライフスタイルを見直し、省資源、省エネルギーの暮らしへ転換し、ごみを減らし、ごみを出さないようにすることが必要です。

本町は3R促進のために、町民・事業者・行政が協働で取り組み、持続可能な循環型社会を構築していきます。

2 基本方針

本町において、住みよいまちづくりを進め、持続可能な循環型社会を形成するため、①3R運動の推進、②ごみの適正処理の推進、③ごみ処理施設の充実を基本方針とします。

①3R運動の推進

町民と事業者へ3R運動等の啓発を行い、ごみの減量化・リサイクル化を図っていきます。

第1のR Reduce (リデュース) [発生抑制]

ごみの発生を減らす

第2のR Reuse (リユース) [再使用]

何回も繰り返し使う

第3のR Recycle (リサイクル)「再資源化]

ごみを資源に再生する

②ごみの適正処理の推進

3 R運動の推進を徹底した上でも、なお排出される廃棄物は、安全かつ適正 に処理します。また、廃棄物の不法投棄や野外焼却等の不適正処理の未然防止 対策やごみ出しルールの徹底を推進します。

③ごみ処理施設の充実

快適な生活環境や健全な産業活動を維持していくため、安全性、信頼性のある快適な処理施設の安定的な確保を図ります。

第5章 ごみ処理の目標・取組み

1 ごみ発生量・減量の将来推計

(1) ごみ排出量の推計

本計画における具体的な数値目標として、最終年度のごみの排出量等を推 計します。

《ごみ排出量の推計方法》

ごみの排出量の将来推計方法は、将来人口及び過去5年間の実績から算定 した推計値とします。

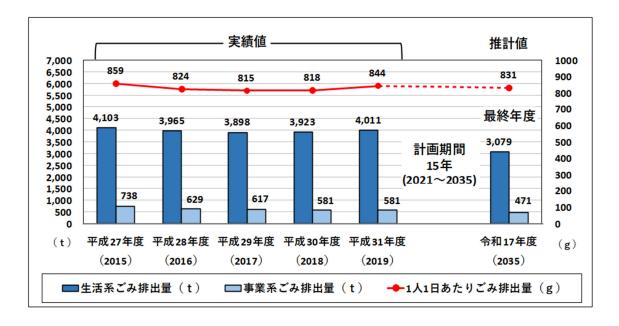


図8 過去5年の実績から算出した将来推計

(2) 数値目標の設定

図8の推計値については、過去5年間の実績を基に将来人口推計から単純に算出したものです。人口減少により総排出量は減っていますが、1人1日あたりごみ排出量は、ほとんど減少していません。

そのため、本計画期間に町民や事業者がごみの削減に向けた取り組みを実践し、ごみの排出量を減少させることを目指します。

1人あたりごみ排出量については、生活系ごみを平成30年度(2018年度)の山口県の平均である663g/人・日、事業系ごみを平成30年度(2018年度)実績から5%削減した100g/人・日を目標とし、合計で763g/人・日の達成を目指します。図9に目標値の将来推計を示します。

また、平成31年度(2019年度)の田布施町のリサイクル率は22.3%となっており、山口県のリサイクル率30.6%を目標としてリサイクル率の向上を目指します。図10に目標値の将来推計を示します。

図9 ごみ排出量の目標値(将来推計)

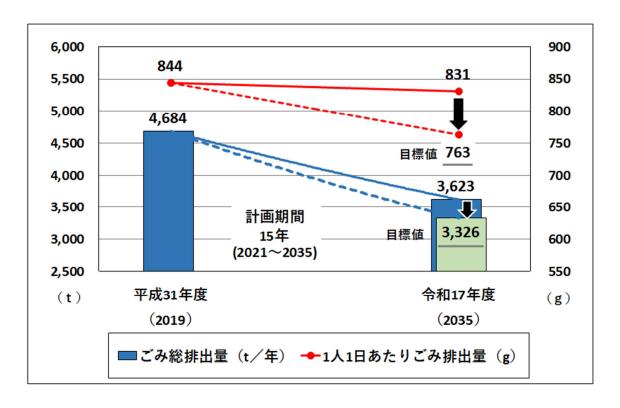
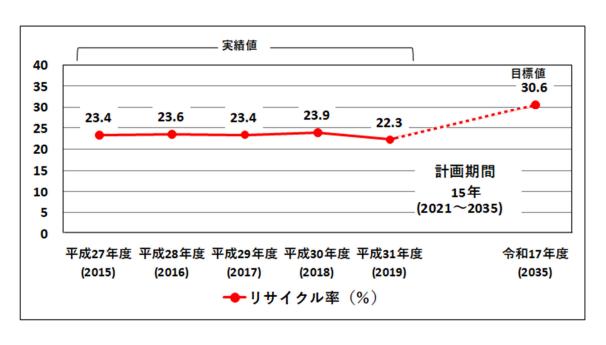


図10 リサイクル率の目標値(将来推計)



(3) 数值目標

本計画では、令和17年度(2035年度)を計画目標年次とし、基本方針に基づく具体的な施策を展開することにより、次に示す目標の達成を目指します。

目標1 生活系ごみ1人1日あたり排出量10.3%(76g/人・日)削減

田布施町の平成31年度(2019年度)実績を見ると、1人1日あたり排出量は生活系ごみが739g/人・日となっています。平成30年度(2018年度)の県内平均の663g/人・日を目標に設定し、差分の76g/人・日(10.3%)の削減を目指します。

目標2 事業系ごみ1人1日あたり排出量5%(29g/人・日)削減

事業系ごみについては、平成30年度(2018年度)実績の105g/人・日から5%(5g/人・日)の削減を目標とします。

目標3 リサイクル率30.6%を達成

リサイクル率を平成30年度(2018年度)実績の22.3%から8.3%向上し、30.6%以上の達成を目標とします。

2 町民・事業者・行政の役割

循環型社会の形成を推進するために、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を 分担し、3Rを心掛け、三者が一体となった取組みを推進します。

① 町民の役割

- 3Rの実践を無理なく行える生活様式への転換を図る
- ・ごみの分別、削減に積極的に取組む
- ・地域でのリサイクル活動に積極的に取組む

② 事業者の役割

- ・事業活動で排出される廃棄物の減量・資源化・適正処理に努める
- ・店頭等での自主回収コンテナ等の積極的な設置
- ・環境に負荷をかけない事業活動の推進
- 過剰な包装にならないよう努める

③ 行政の役割

- ・プラスチックごみ削減の取組み
- ・3 Rの推進への情報提供や啓発
- ・資源ごみ集団回収等の支援活動
- ・町民・事業者のごみに対する理解や意識の向上を図る
- ・中間処理施設等の整備
- ・最終処分場の適正管理(処分場の確保)

第6章 計画の推進体制

1 施策体系

働 12

よる

築

本計画で具体的な取組み施策の体系を整理するとともに、計画期間内に実施 すべき基本的な施策を図11に示します。

基本施策1 施策の概要 基本理念 情報発信 町民、事業者、行政 の協働の推進 3 Rの取組みの推進 基本施策2 施策の概要 家庭ごみの減量 ごみの発生・ 町 排出抑制の推進 持続 民 事業系ごみの減量 事 可能な循環型社会の構 業者 基本施策3 施策の概要 資源化の促進 行 ごみの資源化の推進 政 \mathcal{O} 各種リサイクルの推進 協

施策の概要

収集・処理体制の充実

処理施設の適正な管理

基本施策4

ごみ適正処理の推進

図 1 1 施策の体系

2 計画の推進

本計画の推進には、町民・事業者・行政の三者が一体となった取組みが必要となります。このため、町民・事業者・行政が本計画のごみの現状、基本理念、基本方針、数値目標、目的実現のための施策を共有し、連携を図りそれぞれの役割と責任を果たすことが重要となります。

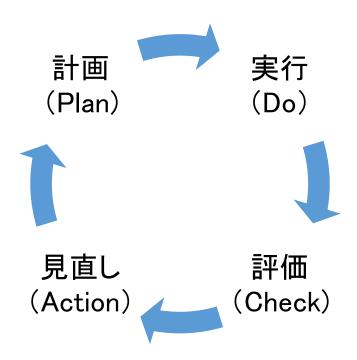
また、計画を推進するにあたって、環境面と経済・財政面などに配慮し、施策の展開と達成状況を点検・評価し、公表することが必要となります。

このようなことから、本計画を効率的に推進していくため、「計画 (Plan)」・「実行 (Do)」・「評価 (Check)」・「見直し (Action)」のいわゆる P D C A サイクルの考え方を導入し、計画における結果を十分に検証し、改善や更なる施策の展開に取り組んでいきます。

町民や事業者の意見やアイデアが反映できるよう、人づくりや組織作りに取組み、町の諸施策に対する意見を募集し、循環型社会の形成に役立てていきます。

公表については、本計画を広く周知するため、ホームページ等へ掲載するなど の情報発信を行っていきます。

図9 PDCA サイクルのイメージ



生活排水処理基本計画

第7章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本町の生活排水処理については、平成2年(1990年)3月に「田布施町公共下水道事業基本計画」を策定し、山口県が着手した田布施川流域下水道事業と町が実施する関連公共下水道が平成4年(1992年)に着工され、平成8年度(1996年度)には一部供用開始されました。

また、平成3年(1991年)4月に「田布施町生活排水処理基本計画」を策定し、平成8年(1996年)3月と平成25年(2013年)3月に計画の見直しを行っています。

本計画は、「田布施町流域関連公共下水道事業計画」や「合併処理浄化槽の整備計画」等の将来予測に基づいて適正処理等の基本的な指針を定めます。

2 計画期間

本計画は令和3年度(2021年度)を初年度とし、令和17年度(2035年度)を目標 年次とする15年計画とします。

第8章 生活排水処理の現状

1 生活排水処理体系の現状と課題

現在、生活排水のうち、し尿以外の生活排水については、一部の排水処理施設(公共下水道、合併処理浄化槽)を除き、未処理のまま河川等に排出されている状況にあり、身近な生活環境の悪化や河川、海などの公共用水域の水質汚染の原因となっています。

本町の主要な河川である田布施川は、住民への豊かな水辺空間や飲料水を 提供する河川として、良好な水質を確保する必要があります。

(1) 生活排水処理の処理方法と処分体系

本町における生活排水処理方式による処理対象等の違いを表1に示します。 処理の流れは、次頁図1に示すとおり、公共下水道及び合併処理浄化槽と一部単独処 理浄化槽で処理されています。

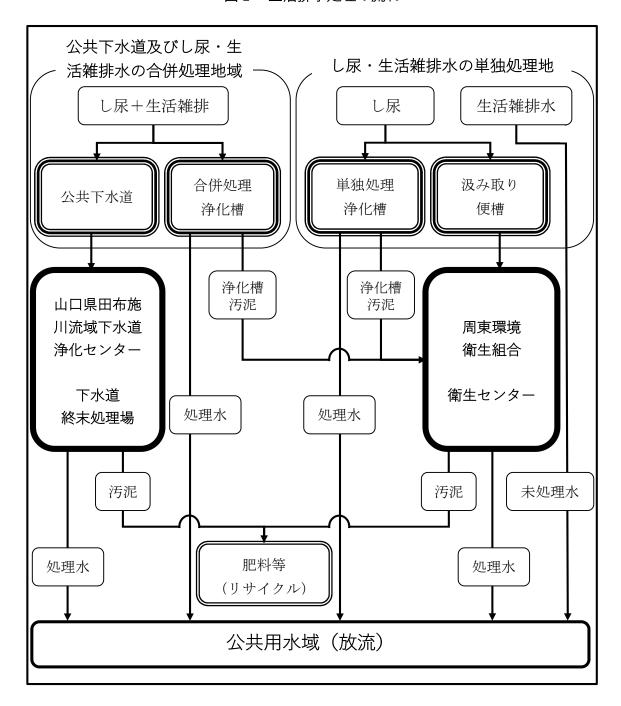
また、し尿及び浄化槽汚泥(スカム)は、周東環境衛生組合・衛生センターで処理されています。

		し尿	生活排水	備考 (水洗化)
1	公共下水道	0	0	水洗
2	合併処理浄化槽	0	0	水洗
3	単独処理浄化槽	0	×	水洗
4	汲み取り便槽	0	×	汲み取り
5	自家処理	×	×	汲み取り

表1 処理方式による処理対象等の違い

生活排水の処理は、在住の地域や家屋の建築期間等によって、「公共下水道」、「合併処理浄化槽」、「単独処理浄化槽」、「し尿汲み取り」、「自家処理」などがあります。

図1 生活排水処理の流れ



(2) 生活排水処理体系における課題

本町のし尿については、自家処理以外では適正に処理されていますが、生活雑排水については、公共下水道、合併処理浄化槽以外では未処理のまま公共用水域へ排出されている状況で、水質汚濁が懸念されており、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えを含め地域の生活排水処理が今後の重要な課題となっています。

2 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水処理施設の整備状況

公共下水道施設、合併処理浄化槽等の整備地域については、地域の特性、周辺環境、 水源地の保全、地域の要望等から各集落のコミュニティを最小単位として区域を定め、 処理方法は地区の生活形態等によって定められています。これらに基づき、過去5年 間の整備状況を表2に示します。

H27 年度 H28 年度 H29 年度 H30 年度 H31 年度 項目/年度 (2015年度) (2016年度) (2017年度) (2018年度) (2019年度) 計画処理区域内 15, 485 15,066 15, 617 15, 404 15, 243 人口 (a) 水洗化生活雑排水 11,031 11, 284 11,540 11, 532 11, 435 処理人口(b) 公共下水道 7, 120 7, 285 7, 357 7, 296 7, 189 接続人口(c) コミュニティ () 0 0 0 内 プラント人口 漁業集落排水 訳 () 0 人口 合併処理浄化 3,911 3,999 4, 183 4, 236 4, 246 槽人口 (d) 単独処理浄化槽 3, 733 3,571 3, 292 3, 102 3, 142 人口 (e)

630

95.93%

4.07%

72.87%

572

96. 29%

3.71%

74.92%

853

94.54%

5.46%

70.63%

609

96.00%

4.00%

75.65%

489

96.75%

3. 25%

75.90%

表2 生活排水処理施設の整備状況

公共下水道

非水洗化人口(f)

水洗化率 (b+e) /a

非水洗化率 (f/a)

生活排水処理率

(b/a)

平成3年度(1991年度)に都市計画決定され、下水道法及び都市計画法の事業認可を得て、管渠の詳細設計に取りかかり、平成4年度(1992年度)には一部建設工事に着手しました。平成8年度(1996年度)から一部供用開始しています。平成27年度(2015年度)には、「田布施町流域関連公共下水道事業計画」を更新し、山口県に変更申請を行ったところです。次々頁図2に下水道計画区域図を示します。

下水道事業計画の目標年次は、残事業量や施設の耐用年数が長期に亘ることを勘案して、令和10年度(2028年度)末までとなっております。田布施川流域下水道終末処理場の概要を表3に示し、公共下水道事業計画の概要を表4に示します。また、田布施川処理区の用途区域別の面積を表5に示します。

表3 田布施川流域下水道終末処理場の概要(全体)

項目	施設概要
名称	田布施川流域下水道浄化センター
所在地	田布施町大字麻郷 3039 番地 3
処理区域面積	1, 586. 5ha
処理人口	20, 400 人
排除方式	分流式
処理水量	9, 180 m³/日
処理方法	凝集剤併用型 高度処理オキシデーションディッチ法
処理開始年月日	平成8年(1996年)11月1日
管渠延長	6. 7 k m
処理場敷地面積	4. 75ha

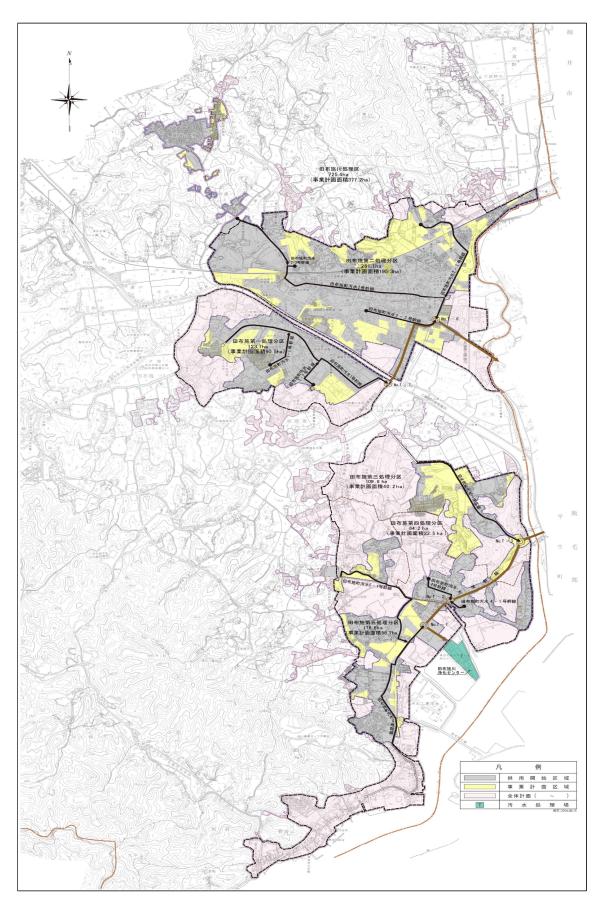
表 4 田布施川流域関連公共下水道事業計画の概要

項目		全体計画	事業計画	
計画目標年次		令和 10 年度(2028 年度)	令和 4 年度(2022 年度)	
排除方式		分流式	分流式	
計画区域面積(l	na)	725. 4	377. 2	
計画人口 (人)		10, 700	8, 500	
生活汚水量	日平均	220	220	
原単位	日最大	315	315	
(リッ/人/日)	時間最大	475	475	
到.西江水里	日平均	2, 350	1, 870	
計画汚水量 (m³/日)	日最大	3, 370	2, 680	
(111/ 11/	時間最大	5, 080	4, 040	

表 5 田布施川処理区の用途区域別の面積

加工田	用途地域					
処理 区分	居住地域	商業地域	工業地域	計	未指定地域	合計
△刀	495. 3	32. 2	134. 0	661. 5	63. 9	725. 4

図2 下水道計画区域図



② 合併処理浄化槽

浄化槽は、基本的に公共下水道が整備されていない地域での生活環境の改善、水質の保全を目的とし設置されています。浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽の2種類が存在しますが、平成12年(2000年)6月の浄化槽法の一部改正により、生活雑排水の処理ができない単独処理浄化槽は、平成13年度(2001年度)以降の新設は認められなくなりました。

このような背景の中、本町では国の指針に基づき、公共下水道事業計画区域外の地域において、平成2年度(1990年度)から合併処理浄化槽の設置に対する補助を実施してきました。平成23年度(2011年度)からは公共下水道事業計画区域内であっても当面下水道の整備予定が無い区域を補助の対象としました。補助金を受けて設置した平成31年度(2019年度)末の累計基数と累計人口及び設置計画と計画人口を表6に示します。

左座 / 豆八	設置基数	汝 (基)	処理人口(人)		
年度/区分	設置計画	累計基数	計画人口	累計人口	
平成 31 年度(2019 年度)	1 944	1 944	2 917	2 917	
末まで	1, 244	1, 244	3, 217	3, 217	
令和2年度(2020年度)	31	1, 275	67	3, 284	
令和3年度(2021年度)	23	1, 298	49	3, 333	
令和4年度(2022年度)	23	1, 321	49	3, 382	
令和5年度(2023年度)	23	1, 344	49	3, 431	
令和6年度(2024年度)	23	1, 367	49	3, 480	
令和7年度(2025年度)	23	1, 390	49	3, 529	
令和8年度(2026年度)	23	1, 413	49	3, 578	
令和9年度(2027年度)	23	1, 436	49	3, 627	
令和 10 年度(2028 年度)	23	1, 459	49	3, 676	

表 6 田布施町浄化槽設置補助事業実績及び計画

(2) 生活排水処理における課題

- ○平成31年度(2019年度)の生活排水処理率は75.9%(対前年度0.25%増)であり、約24%の生活雑排水が放流されている状況です。
- ○浄化槽が適正に管理されずに使用された場合、不適正な水質の排水が公共用水域に放流れるため、適正な維持管理や点検・清掃等について、町民に啓発していく必要があります。
- ○毎年2回、町内7河川の水質検査を実施しています。公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及等により、水質改善について一定の成果をあげています。しかし、多くの河川で大腸菌群数が高い値を示しており、生活排水の影響と推測されます。次頁表7に経年変化を掲載します。

表7 水質検査結果

類			生活環境の保全に	平成2	 9年度	平成3	 0年度	令和え	 元年度
型	河川名	検査項目	関する環境基準	7/25	11/16	7/24	11/12	7/17	11/19
	才賀川	水素イオン濃度	6.5以上8.5以下	7.4	7.5	7.2	7.7	7.4	7.4
		生物化学的 酸素要求量(BOD)	2.0mg/ℓ以下	0.6	<0.5	1.3	不検出	0.6	0.9
		浮遊物質量(SS)	25mg/ℓ以下	2	2	4	1	2	2
		容存酸素(DO)	7.5mg/ℓ以上	7.9	11	9.8	10	8.8	10
		大腸菌群数(MPN/ML)	1,000MPN/100ml以下	54,000	16,000	49,000	1,100	28,000	1,300
	御蔵戸川	水素イオン濃度	6.5以上8.5以下	7.5	7.7	7.1	7.8	7.4	7.4
環		生物化学的 酸素要求量(BOD)	2.0mg/ l 以下	0.7	<0.5	1.1	不検出	0.8	0.8
境		浮遊物質量(SS)	25mg/ℓ以下	9	2	4	3	9	4
基		容存酸素(DO)	7.5mg/ℓ以上	7.8	11	10	9.2	7.7	8.8
準		大腸菌群数(MPN/ML)	1,000MPN/100ml以下	24,000	1,600	49,000	4,900	54,000	790
А	丸尾川	水素イオン濃度	6.5以上8.5以下	7.3	7.5	7.1	7.6	7.3	7.4
類		生物化学的 酸素要求量(BOD)	2.0mg/ l 以下	<0.5	<0.5	1.4	不検出	0.7	0.7
型		浮遊物質量(SS)	25mg/ℓ以下	1	1	4	3	3	1
		容存酸素(DO)	7.5mg/ℓ以上	7.6	10	10	10	8.6	10
		大腸菌群数(MPN/ML)	1,000MPN/100ml以下	35,000	5,400	49,000	4,900	92,000	3,300
	時貞川 水素イオン濃度 6.5以上8.5以下		6.5以上8.5以下	7.6	7.5	7.3	7.8	7.7	7.6
		生物化学的 酸素要求量(BOD)	2.0mg/ l 以下	0.6	<0.5	1.6	0.7	0.7	0.7
		浮遊物質量(SS)	25mg/ℓ以下	11	4	84	18	1	1
		容存酸素(DO)	7.5mg/ l 以上	8.9	10	9.2	9.1	9.7	10
		大腸菌群数(MPN/ML)	1,000MPN/100ml以下	5,400	3,500	49,000	7,900	92,000	7,900
	桜川	水素イオン濃度	6.5以上8.5以下	7.7	7.5	7.4	7.6	7.3	7.3
		生物化学的 酸素要求量(BOD)	3.0mg/ℓ以下	0.5	<0.5	不検出	不検出	0.5	0.7
		浮遊物質量(SS)	25mg/ℓ以下	3	2	7	4	5	4
		容存酸素(DO)	5.0mg/ l 以上	7.4	10	9.5	10	8.5	10
環		大腸菌群数(MPN/ML)	5,000MPN/100ml以下	16,000	5,400	33,000	2,400	24,000	1,300
境	奈良台川	水素イオン濃度	6.5以上8.5以下	7	7.3	6.9	7.5	7.2	7.1
基準		生物化学的 酸素要求量(BOD)	3.0mg/ℓ以下	<0.5	<0.5	0.6	不検出	不検出	0.7
В		浮遊物質量(SS)	25mg/ℓ以下	3	1	5	4	2	1
類		容存酸素(DO)	5.0mg/ l 以上	7.1	10	8.8	9.8	8.3	8.6
型型		大腸菌群数(MPN/ML)	5,000MPN/100ml以下	2,400	5,400	49,000	4,900	35,000	230
工	新堀川	水素イオン濃度	6.5以上8.5以下	7.9	8	7.4	7.8	7.3	7.7
		生物化学的 酸素要求量(BOD)	3.0mg/ℓ以下	4.6	1.2	0.9	1.1	1.4	1.2
		浮遊物質量(SS)	25mg/ℓ以下	6	2	3	19	3	5
		容存酸素(DO)	5.0mg/ l 以上	7.9	13	9.6	9.9	5.7	10
		大腸菌群数(MPN/ML)	5,000MPN/100ml以下	16,000	5,400	49,000	11,000	54,000	13,000

^{*} 太字は基準値超過

第9章 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

1 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

(1) し尿・浄化槽汚泥処理の現状

汲み取り収集によるし尿と浄化槽の汚泥(スカム)は、収集運搬の許可業者により 周東環境衛生組合・衛生センターに搬入され処理しています。同衛生センターで処理 された、し尿及び浄化槽汚泥の処理水については、海に放流しています。表8に過去 3年間の処理状況を示します。

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
し尿 (kℓ)	1,416 (3,302件)	1,177 (3,217件)	1,169 (3,129件)
浄化槽汚泥(kℓ)	3,889 (1,885件)	3,936 (1,824件)	4,305 (2,022 件)
合計 (kℓ)	5,305 (5,187件)	5,113 (5,041件)	5,474 (5,151 件)

表8 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

(2) 処理施設の概要

本町の中間処理は、一部事務組合(柳井市、岩国市(旧由宇町)、田布施町、平生町、上関町の2市3町で構成)である周東環境衛生組合衛生センターで適正に共同処理しています。表9に中間処理施設の概要を示します。

名称	周東環境衛生組合衛生センター
所在地	山口県柳井市神代 2805 番地 1
敷地面積	45, 115 m²
建物面積	2, 555 m²
処理能力	120 ㎏ / 日
処理方法	標準脱窒素処理法 高度処理法(凝集沈殿、砂ろ過、活性炭)
稼動年月	昭和 57 年 4 月

表 9 中間処理施設の概要

2 し尿・浄化槽汚泥処理の将来推計と課題

(1) し尿・浄化槽汚泥処理原単位の算出

し尿・浄化槽汚泥の処理施設の1人1日あたりの原単位は、過去3年間の平均値と します。次頁表10に原単位算出表を示します。

[※] 許可業者の業務実績報告書から算出

[※] 浄化槽汚泥の処理実績では合併処理浄化槽の処理分と単独処理浄化槽の処理分の 区別ができないため、合算値として計算

表10 原単位算出表

分類	内訳	単位	平成 29 年度 (2018 年度)	平成 30 年度 (2019 年度)	平成 31 年度 (2020 年度)	過去3年 の平均値
	処理実績量	kℓ	1, 416	1, 177	1, 169	1 1 1 1 1 E
し尿	人口	人	572	609	489	
	原単位	0/人・日	6. 78	5. 30	6. 55	6. 21
海川村	処理実績量	kℓ	3, 889	3, 936	4, 305	
浄化槽 汚泥	人口	人	7, 475	7, 338	7, 388	
1776	原単位	0/人・日	1. 43	1. 47	1.60	1. 50

【原単位算式】処理実績量×1,000ℓ/kℓ÷人口÷365日

(2) 計画処理量の実績と将来推計

今後の人口減少に加え、公共下水道の整備状況によって、し尿処理量は減少することが予測されます。浄化槽汚泥処理量は合併処理浄化槽計画人口による増加はあるものの、人口減少により全体として減少することが予測されます。表11に計画処理量の実績と将来推計を示します。

表11 計画処理量の実績と将来推計

項目	単位	平成 31 年度 (2019 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
し尿処理人口	人	489	467	439
し尿処理量	kℓ/年	1, 169	1, 059	994
浄化槽汚泥人口	人	7, 388	7, 255	6, 840
浄化槽汚泥処理量	kℓ/年	4, 305	3, 964	3, 738
年間処理量	kℓ/年	5, 474	5, 023	4, 732
日平均処理量	kℓ/∃	15. 00	13. 76	12.96

※ し尿処理人口 : H31 し尿処理人口×将来推計人口増減率(対 H31 比)

※ 浄化槽汚泥人口: H31 浄化槽汚泥人口×将来推計人口増減率(対 H31 比)+処理計画人口(H31 からの累計)

※ 各処理量: 平均原単位×365 日×人口÷1,000ℓ/kℓ

(3) し尿・浄化槽汚泥処理における課題

公共下水道の整備等により、し尿の処理量は減少傾向にあります。

今後、このような処理量に対応するため、周東環境衛生組合衛生センターにおいて、 効率的かつ合理的な処理体制を整備する必要があります。

第10章 基本理念・基本方針

1 基本理念

本町では、工場や事業所からの排水については、水質汚濁防止法やその他の公害防止 関連の法整備が進められ、また、公共下水道の整備等により水質は改善されてきていま す。

しかしながら、公共下水道の未整備地域においては、これらの排水が河川の汚濁を招くとともに、それらが流入する田布施川や港湾などの水質汚濁の原因となっています。 本町のかけがえのない財産である貴重な自然環境を良好な状態で次世代に継承する ために、引き続き水質改善を図る対策を推進していく必要があります。

2 基本方針

本町の生活排水処理の基本方針は、図3に示します。

本町において、豊かなきれいな水環境のまちを目指すため、①生活排水処理施設における整備の推進、②し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進、③普及啓発活動の推進を基本方針とします。

図3 生活排水処理の基本方針

① 生活排水処理施設における整備の推進

公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道の整備が当面見込めない地域(下水道事業計画区域外等)については、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

② し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

現在の許可業者による収集運搬体制を維持するとともに、性質や処理 量に応じた処理体制を構築するため、周東環境衛生組合衛生センター及 び関係市町と協議していきます。

③ 普及啓発活動の推進

水環境に対する町民の意識の向上に向け、町民一人ひとりが発生源対策に取組むことができるよう、普及啓発活動を推進していきます。

3 数值目標

本計画では、平成31年度(2019年度)を実績年、令和17年度(2035年度)を計画目標年次とし、基本方針に基づく具体的な施策を展開することにより目標の達成を目指します。

生活排水処理率(し尿と生活雑排水の両方を処理している人口の割合)については、平成31年度(2019年度)75.9%に対して、令和17年度(2035年度)は、10.6%増加の86.5%以上の達成を目指します。

目標 生活排水処理率 86.5%以上達成

≪生活排水処理率の推計方法≫

平成28年(2016年)3月に策定された、「田布施町流域関連公共下水道事業計画」の人口は過去5年間の実績、数学的推計値を基にコーホート要因法で算出しており、令和17年度(2035年度)の人口は12,594人となっています。

一方、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口は11,944人となっているため、この2つの平均値を採用し、令和17年度(2035年度)の将来推計人口を12,269人とします。

また、公共下水道接続人口と合併処理浄化槽人口の算出については、伸び率により算出した数値と人口減少率によって算出した数値の平均値を採用します。

令和17年度(2035年度)の生活排水処理率(B/A×100)

 $10, 591 / 12, 247 \times 100 = 86, 5\%$

A··· 計画処理区域内人口 12, 247人

【算式】将来推計人口12,269人×(平成31年度(2019年度)計画 処理区域内人口÷平成31年度(2019年度)住民基本台帳人口)

【推計值】12,247=12,269× (15,066÷15,093)

B··· 水洗化生活雑排水処理人口 10,591人

【算式】(C+D)人

【推計值】10,591=5,910+4,681

C··· 公共下水道接続人口 5,910人

【算式】(伸び率で算出した公共下水道接続人口+人口減少率で算出した 公共下水道接続人口) ÷ 2

【推計値】 $5,910 = (5,976+5,844) \div 2$

D··· 合併処理浄化槽人口 4,681人

【算式】(伸び率で算出した合併処理浄化槽人口+人口減少率で算出した 合併処理浄化槽人口) ÷ 2

【推計値】 $4,681 = (5,911+3,452) \div 2$

出典:田布施町流域関連公共下水道事業計画、国立社会保障・人口問題研究所

第11章 目的実現のための施策

基本方針1 生活排水処理施設における整備の推進

公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道の整備が当面見込めない地域(下水道事業計画区域外等)については、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

具体的施策	内容	区分
公共下水道整備の推進	田布施町流域関連公共下水道事業計画に基	
	づき、引き続き公共下水道の整備を進めてい	
	きます。	分孙公士
	下水道事業計画区域の計画区域内人口等を	
	勘案して適切に見直しを進めていきます。	継続
	また、既に公共下水道が整備されている供	
	用開始区域については、速やかな公共下水道	
	への接続を促します。	
浄化槽設置の促進	公共下水道の事業計画区域外の地域は、引	
	き続き合併処理浄化槽の設置補助を継続する	
	とともに、事業計画区域内で当面未施工の地	継続
	域の補助についても引き続き実施していきま	
	す。	

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

現在の許可業者2社による収集運搬体制を維持し、性質や処理量に応じた効果的な処理体制を構築します。周東環境衛生組合・衛生センターにおいて、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を推進します。

具体的施策	内容	区分
安定的な収集運搬体制の維持	し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬について	
	は、安定的な収集・運搬を行うため、現行ど	継続
	おり許可業者2社が行います。	
環境保全	中間処理・最終処分において、周辺の環境	継続
	保全、公害防止に努めます。	
適正な処理の推進	し尿及び浄化槽汚泥は、周東環境衛生組合	継続
	で適正な処理を行い、発生汚泥は引き続き再	
	資源化に努めます。	
	処理施設・設備の更新については、関係市	
	町との処理状況等の整合を図り、計画的に進	
	めていきます。	

基本方針3 普及啓発活動の推進

家庭から出る生活排水は、公共用水域に排出され水質汚染の原因になるため、最小限に排出を抑えることが重要です。

豊かな自然と快適な生活環境の中で日常生活が実感できる環境を目指し、川や海の環境保全に対する意識を育てる啓発を行っていきます。

町民一人ひとりが発生源対策に取組むことができるよう、普及啓発活動を推進していきます。

具体的施策	内 容	区分
浄化槽の適正な維持管	浄化槽においては、定期的な清掃及び法定	継続
理の啓発	検査について、実施を徹底します。	
水環境に対する意識向	出前講座等の継続、広報紙及びパンフレッ	継続
上の推進	トなどを作成し、周知徹底を図っていきます。	
	家庭内においても、各家庭が生活雑排水の	
	排水路の衛生面の向上を図る対策を支援しま	継続
	す。	
家庭における発生源対	家庭でできる具体的で分かりやすい情報を	
策の推進	提供していきます。	州 <u>公</u> 利力化
	・調理くず等を排水溝等に流さない。(流し台	
	のコーナに水切りネットを設置)	
	・洗濯時には、風呂の残り湯を使うなど。	
地域での実践活動	水質汚濁防止の観点から、有効的な不法投	
	棄防止対策を調査、研究していきます。	継続
	また、定期的な清掃活動等として、生活排	
	水等が流入する水路、河川等を地域ぐるみで	
	定期的な清掃活動を行ないます。	

第12章 計画の推進体制

1 町民・事業者・行政の協働体制の確立

生活排水処理対策を推進するためには、町民・事業者・行政それぞれがどのような役割や責務があるかを知ることが必要になります。

そのため、行政は自主的な行動に結び付けていくための必要な情報提供を行うととも に、町民・事業者・行政で相互の連携強化と協働体制の構築に努めます。

(1) 町民・事業者・行政・の役割

① 町民の役割

- ・ 生活排水処理対策に関する情報を活用した各家庭での実践
- ・ 生活排水処理対策に関する自主的な活動の実践
- ・ 公共下水道への早期接続
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
- ・ 浄化槽の適正な維持管理
- ・ 側溝や排水路等の清掃活動

② 事業者の役割

- 設置業者等は、浄化槽設置者に浄化槽に関する情報提供
- 排出事業者は、環境保全に係る自主的な活動の実践
- ・ 排出事業者は、行政が推進する生活排水処理対策への協力

③ 行政の役割

- 生活排水処理対策に関する普及啓発や情報提供、情報交換
- ・ 町民や事業者の自主的・主体的な取組みの支援
- ・ 生活排水処理に関する諸施策の立案・計画
- ・ 公共下水道の計画的な整備
- ・ 公共下水道の早期接続の促進
- ・ 浄化槽設置に対する補助事業の継続
- ・ 浄化槽の適正な維持管理の推進
- ・ 工場や事業所に対する排水の適正管理指導
- ・ 排出者としての水環境の保全や自主的な活動の実践

2 計画の推進

本計画の推進には、町民・事業者・行政の三者が一体となった取組みが必要となります。このため、町民・事業者・行政が本計画のごみの現状、基本理念、基本施策、数値目標、生活排水処理の適正化のための施策等を共有し、連携を図りそれぞれの役割と責任を果たすことが重要となります。

また、計画を推進するにあたって、環境面と経済・財政面などに配慮し施策の展開と達成状況を点検・評価し、公表することが必要となります。

このようなことから、本計画を効率的に推進していくため、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action)のいわゆるPDCAサイクルの考え方を導入し、計画における結果を十分に検証し、改善や更なる施策の展開に取り組んでいきます。

町民や事業者の意見やアイデアが反映できるよう、人づくりや組織作りに取組み、 町の諸施策に対する意見を募集し、水環境の保全に役立てていきます。

公表については、本計画を広く周知するため、ホームページ等へ掲載するなどの情報発信を行っていきます。